

賃借料情報【鶴岡市平均】

令和5年（1月～12月）に締結された賃貸借契約にかかる賃借料の実勢価格（平均）は下記のとおりです。賃借料を決める際に参考にしてください。

- 双方の合意があれば、契約期間中でも賃借料を変更できます。
- 農地中間管理機構の賃借料を変更する場合は、7月末まで手続きをお願いします。
- 賃借料の決定にあたっては、形状などのほ場の条件も加味したうえで、「双方の話し合い」により決定してください。

※減額例 「のり面が多く草刈りが大変」「形が不整形で作業共効率が悪い」「地盤が弱く機械が沈む」「日当たり・水利がよくない」など。

農地区分		実際に契約された金額の幅	平均額（10a当）
田	A（580kg） 共済引受13等級	3,850円～18,000円	12,542円
	B（560kg） 共済引受15等級	3,000円～16,000円	9,961円
	C（540・520kg） 共済引受17・19等級	2,100円～11,000円	6,751円
	D（500～460kg） 共済引受21～25等級	1,425円～7,767円	4,627円
	E（440～330kg） 共済引受27～39等級	2,000円～6,100円	3,976円
普通畑		2,937円～8,000円	4,720円
樹園地		3,000円～8,774円	5,332円
砂丘畑		令和2～5年は対象契約なし	令和元年は 9,542円

○近隣市町村参考賃借料

R6酒田市A区分10,000円、R6三川町(全域)11,000円、R5庄内町A区分10,000円

※賃借料を物納としている契約の場合は、米の重量を価格換算しています。

※全賃借料における（±平均値×70%割）の金額を超えるものは、特殊な契約として集計から除外しています。

○地域別の平均額も公表しています。詳しくは地元の農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局・各分室へお問い合わせください。

藤島地域 64-5868・5860

鶴岡地域 25-2111（代表） 内線568・589

羽黒地域 62-2527

櫛引地域 57-2114

朝日地域 53-2117

温海地域 43-4616